

神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第 47 号

神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 市民等からの情報提供及び調査の実施等（第5条一第 <u>9</u> 条）	第2章 市民等からの情報提供及び調査の実施等（第5条一第 <u>10</u> 条）
第3章 措置の実施等（第 <u>10</u> 条一第17条）	第3章 措置の実施等（第 <u>11</u> 条一第17条）
第4章、第5章 [略]	第4章、第5章 [略]
附則 (定義)	附則 (定義)

第2条 この条例において「空家等」、
「特定空家等」又は「管理不全空家等」
とは、それぞれ法第2条第1項、
第2項又は第13条第1項に規定する
空家等、特定空家等又は管理不全空家等
をいう。

2 [略]

3 この条例において「管理不全類似空家等」
とは、類似空家等が適切な管理が行われていないことによりその
まま放置すれば特定類似空家等に該当することとなるおそれのある状態
にあると認められる類似空家等をいう。

4、5 [略]

6 この条例において「管理不全空地等」
とは、空地等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置
すれば特定空地等に該当することとなるおそれのある状態にあると認め
られる空地等をいう。

7 [略]

(所有者等の管理義務等)

第3条 [略]

2 所有者等は、市が実施する空家等、類似空家等又は空地等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2条 この条例において「空家等」又は「特定空家等」
とは、それぞれ法第2条第1項又は第2項に規定する空家等
又は特定空家等をいう。

2 [略]

3、4 [略]

5 [略]

(所有者等の管理義務)

第3条 [略]

3 [略]

(市長、市民及び事業者の責務)

第4条 [略]

2 市長は、管理不全空家等、特定空家等、管理不全類似空家等、特定類似空家等、管理不全空地等又は特定空地等の所有者等による適切な管理の促進を図るために必要な措置を講じるものとする。

3～5 [略]

(立入調査等)

第5条 [略]

2 市長は、第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、類似空家等若しくは空地等の所有者等に対し、当該類似空家等若しくは当該空地等に関する事項に関し報告させ、又は当該職員若しくはその委任した者に、類似空家等若しくは空地等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 [略]

(データベースの整備等)

第7条 市長は、管理不全空家等、特定空家等、管理不全類似空家等、特定類似空家等、管理不全空地等及び特定空地等に関するデータベースの整備

2 [略]

(市長、市民及び事業者の責務)

第4条 [略]

2 市長は、特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等の所有者等による適切な管理の促進を図るために必要な措置を講じるものとする。

3～5 [略]

(立入調査等)

第5条 [略]

2 市長は、第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、類似空家等又は空地等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 [略]

(データベースの整備等)

第7条 市長は、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等に関するデータベースの整備その他これらに関する正確な情報を把握するために必要

その他これらに関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 [略]

2 市長は、法第10条第3項の規定に基づく提供又は前項の規定に基づく協力を得るために、次に掲げる情報を提供することができる。

(1) [略]

(2) 法第13条第1項の規定による指導の内容又は同条第2項の規定による勧告の内容

(3) 法第22条第1項の規定による助言若しくは指導の内容又は同条第2項の規定による勧告の内容

(4) [略]

(5) 次条第1項の規定による指導の内容及び同条第2項の規定による勧告の内容

(6) [略]

な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 [略]

2 市長は、法第10条第3項の規定に基づく提供又は前項の規定に基づく協力を得るために、次に掲げる情報を提供することができる。

(1) [略]

(2) 法第14条第1項の規定による助言若しくは指導の内容又は同条第2項の規定による勧告の内容

(3) [略]

(4) [略]

(財産管理人の選任の申立て)

第10条 市長は、法又はこの条例の施行のために必要と認めるときは、相続財産管理人又は不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てるものとする。

第3章 措置の実施等

(管理不全類似空家等又は管理不全空地等の所有者等に対する指導及び勧告)

第10条 市長は、管理不全類似空家等

又は管理不全空地等の所有者等に対し、管理不全類似空家等又は管理不全空地等が特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導を

した場合において、なお当該管理不全類似空家等又は当該管理不全空地等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全類似空家等又は当該管理不全空地等が特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(特定類似空家等又は特定空地等の所有者等に対する助言又は指導及び勧告)

第3章 措置の実施等

(助言又は指導及び勧告)

第11条 [略]

(勧告に係る意見陳述及び届出)

第12条 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の勧告を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 法第13条第2項又は法第22条第2項の勧告を受けた者が当該管理不全空家等又は特定空家等の状態を改善したときには、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(公表)

第13条 市長は、法第22条第2項又は第11条第2項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(命令)

第14条 [略]

2～6 [略]

7 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、法第22条第

第11条 [略]

(勧告に係る意見陳述及び届出)

第12条 市長は、法第14条第2項の勧告を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 法第14条第2項の勧告を受けた者が当該特定空家等の状態を改善したときには、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(公表)

第13条 市長は、法第14条第2項又は第11条第2項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(命令)

第14条 [略]

2～6 [略]

7 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、法第14条第

13項の例によりその旨を公示しなければならない。

(技術的援助等)

第19条 市長は、法第13条第1項若しくは第10条第1項の指導、法第22条第1項の助言若しくは指導又は第11条第1項の助言若しくは指導に従って管理不全空家等、特定空家等、管理不全類似空家等、特定類似空家等、管理不全空地等又は特定空地等の所有者等が必要な措置その他の措置をとろうとする場合において、必要な技術的援助を行い、又はこれに要する経費の一部を助成することができる。

2 [略]

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) 法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損した者

(2) 第5条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) [略]

11項の例によりその旨を公示しなければならない。

(技術的援助等)

第19条 市長は、法第14条第1項の助言若しくは指導又は第11条第1項の助言若しくは指導に従って特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等の所有者等が必要な措置その他の措置をとろうとする場合において、必要な技術的援助を行い、又はこれに要する経費の一部を助成することができる。

2 [略]

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) 法第14条第11項の規定により設置した標識を毀損した者

(2) 第5条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(3) [略]

この条例は、公布の日から施行する。